

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「独立行政法人における運営費交付金の状況について」

平成23年10月

会計検査院

会計検査院は、これまで、独立行政法人における運営費交付金に関する検査として、国会からの検査要請を受け、平成17年10月に「独立行政法人の業務運営等の状況に関する会計検査の結果についての報告書」を、20年11月に「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関する会計検査の結果について」を、それぞれ会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の3の規定に基づき報告している。また、19年9月に「特殊法人等から移行した独立行政法人の業務運営の状況について」を同法第30条の2の規定に基づき国会及び内閣に対して報告している。そして、これらの報告書において、独立行政法人の財務等の状況について、多角的な観点から引き続き検査していくこととされているところである。

本報告書は、このような経緯を踏まえ、独立行政法人における運営費交付金の収益化の状況、中期目標期間の最終年度における運営費交付金の処理と積立金の国庫納付の状況等について、会計検査院法第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成23年10月

会計検査院

目次

1	検査の背景	1
	(1) 独立行政法人制度の概要	1
	ア 独立行政法人の目標設定と評価	1
	イ 独立行政法人の財源措置等	2
	ウ 独立行政法人の利益及び損失の処理	3
	エ 不要財産に係る国庫納付	4
	(2) 運営費交付金の会計処理等の概要	4
	(3) 過去の会計検査院の報告	5
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	5
	(1) 検査の観点及び着眼点	5
	(2) 検査の対象及び方法	6
3	検査の状況	7
	(1) 運営費交付金の交付及び算定の状況	7
	ア 運営費交付金の交付状況	7
	イ 運営費交付金の額の算定方法	9
	ウ 中期計画額と実際の交付額の状況	10
	エ 自己収入の状況	12
	(2) 運営費交付金の収益化の状況	15
	ア 運営費交付金に係る収益化基準の概要	15
	イ 業務達成基準又は期間進行基準と費用進行基準の差異	16
	ウ 運営費交付金の収益化基準の採用状況	17
	エ 業務達成基準又は期間進行基準の採用	18
	オ 教育・養成を目的とする独立行政法人が採用している収益化基準の状況	19
	カ 費用進行基準のみを採用している法人における節減・節約等の額について	21
	(3) 中期目標期間の最終年度における運営費交付金の処理と積立金の国庫納付 の状況	22
4	所見	25
	(1) 検査の結果の概要	25

(2) 所見	26
別表1 法人別の運営費交付金の収益化基準の採用状況	28
別表2 費用進行基準のみを採用している法人で効率化により生じた額	29
別表3 精算収益化額及び国庫納付の状況	30

事例一覧

[運営費交付金の額の算定に当たり、控除した利息収入等の額と実績額との間に著しいかい離が生じていたもの]

<事例1> 14

<事例2> 14

[中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている精算収益化額に相当する額等の資金が、業務の財源に充てることができない資金となっているもの]

<事例3> 24

<事例4> 24

独立行政法人における運営費交付金の状況について

検査対象	独立行政法人83法人
独立行政法人における運営費交付金の概要	独立行政法人が行う業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額について、国が予算の範囲内で交付する資金
独立行政法人83法人に交付された運営費交付金の額	4兆9816億2736万円（平成19年度～21年度）

1 検査の背景

(1) 独立行政法人制度の概要

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立されたものである。そして、政府は、中央省庁等改革の一環として、平成13年4月に、国が直接行っていた事務・事業を実施するために57の独立行政法人を設立して、その後、15年10月には、特殊法人等改革に伴い特殊法人等から移行するなどして31の独立行政法人を設立するなど、独立行政法人制度の導入を進め、22年3月末現在の独立行政法人の数は98法人となっている。

独立行政法人の運営の基本その他制度の基本となる共通の事項については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）において定められており、各独立行政法人の目的及び業務の範囲については、各法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）等において定められている。

ア 独立行政法人の目標設定と評価

独立行政法人制度を設けるに当たっては、独立行政法人を所管する主務大臣の監督、関与その他の国の関与を必要最小限にすることとされており、目標設定と評価

の制度が設けられている。独立行政法人の目標設定については、通則法において、①主務大臣は、3年以上5年以下の期間において独立行政法人が「業務運営の効率化に関する事項」等の達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定めて、これを独立行政法人に指示し、②独立行政法人は、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するため「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」、「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」、「剰余金の使途」等を定めた計画（以下「中期計画」という。）を作成して、主務大臣の認可を受け、③毎年4月1日から翌年3月31日までとされている独立行政法人の事業年度（以下「年度」という。）の開始前に、独立行政法人は、中期計画に基づき、その年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定めて、主務大臣に届け出ることとされている。

また、評価の制度については、通則法等により、各年度及び中期目標の期間における業務の実績について、①独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。）に置かれる独立行政法人評価委員会が、当該年度における中期計画の実施状況又は当該中期目標期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、当該年度又は当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして評価を行い、②総務省に置かれる政策評価・独立行政法人評価委員会は各独立行政法人評価委員会の実施した評価の結果について意見を述べるなどとされている。

イ 独立行政法人の財源措置等

独立行政法人の財源措置については、通則法第46条において、政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができることとされており、国は業務運営の財源に充てるために必要な資金として運営費交付金を交付している。

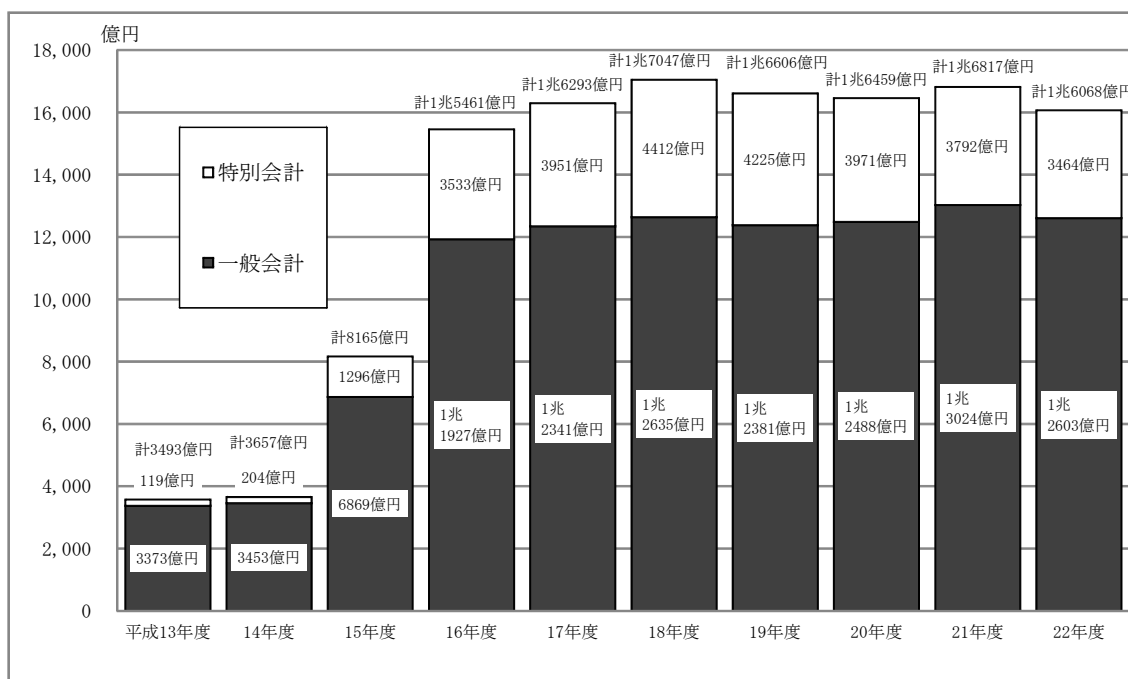
また、独立行政法人の中には、個別法の規定により当該法人の特定の業務に係る経理とその他の業務に係る経理との区分（以下、区分した経理単位を「勘定」という。）が義務付けられているものがあり、この勘定別に運営費交付金は交付されている。

運営費交付金の交付額の推移は図のとおりとなっており、15年10月の特殊法人等

改革に伴い特殊法人等から移行した法人があった15年度及び16年度に交付額が増加している。そして、22年3月末現在で、運営費交付金の交付を受けている独立行政法人は83法人となっており、22年度の交付額の合計は、1兆6068億余円となっている。

(以下、数値の記述は、表示単位未満を切り捨てている。)

図 運営費交付金の交付額の推移（平成13年度～22年度）



ウ 独立行政法人の利益及び損失の処理

独立行政法人の利益及び損失の処理については、通則法第44条第1項において、毎年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額は、これを積立金として整理しなければならないこととされている。ただし、この残余のうち、独立行政法人の経営努力により生じたとされる額があるときは、同条第3項、第4項及び第5項並びに個別法の規定に基づき、主務大臣が独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議を行った上で、主務大臣の承認を受けて、残余の額の全部又は一部を中期計画であらかじめ定めた「剰余金の使途」に充てるための積立金（以下「目的積立金」という。）として積み立てることができることとなっている。そして、中期目標期間の最終年度末に目的積立金が残っている場合には、その残高を積立金に振り替えなければならないこととされている。

また、同条第2項において、毎年度、損益計算において損失を生じたときは、同条

第1項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならないこととされている。

中期目標期間の最終年度末における積立金の処分については、個別法により、主務大臣の承認を得て次の中期目標期間における業務の財源に充てることができることとされた額を控除して、なお残余があるときは、その残余の額を国庫納付しなければならないこととされている。

エ 不要財産に係る国庫納付

通則法は22年に改正され、同法第8条第3項の規定により、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならないこととされ、同法第46条の2の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫納付するものとされている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことを掲げている。

(2) 運営費交付金の会計処理等の概要

運営費交付金の予算措置については、主務大臣が予算要求を行うこととされていて、中期計画に定めるところに従い、毎年度の予算編成の過程で交付額が決定されている。そして、独立行政法人は、その中期計画において計画期間中の予算額算定のためのルール等を定めている。運営費交付金は、国の事前の関与を受けることなく中期目標の範囲で予定の用途以外の用途に充てることができ、年度内に執行残額が生じた場合であっても中期目標期間内であれば翌年度に繰り越すことができる。

運営費交付金の会計処理に当たっては、運営費交付金が独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、運営費交付金が交付されたことをもって直ちに収益として認識することは適当ではないことから、「独立行政法人会計基準」（平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定。以下「独法会計基準」という。）においては、独立行政法人の会計に特有な流動負債に係る科目として、運営費交付金受領時に発生する義務を表す「運営費交付金債務」という科目を設けることとされており、国から運

営費交付金を受領したときは、その相当額を同科目で整理することとされている。

そして、運営費交付金を業務費、一般管理費、人件費等の支出に充てるときは、運営費交付金債務を業務の進行に応じて一定の基準に基づき収益化することとされており、その際には、当該収益化に相当する額を「運営費交付金債務」から収益に属する「運営費交付金収益」に振り替えるなどとされている。さらに、運営費交付金債務は、次の中期目標期間に繰り越すことはできず、中期目標期間の最終年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない（以下、当該処理により振り替えられた運営費交付金債務の額を「精算収益化額」という。）こととされている。

(3) 過去の会計検査院の報告

独立行政法人における運営費交付金に関する検査については、国会からの検査要請を受け、17年10月に「独立行政法人の業務運営等の状況に関する会計検査の結果についての報告書」を、20年11月に「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関する会計検査の結果について」を、それぞれ会計検査院法第30条の3の規定に基づき報告している。また、19年9月に「特殊法人等から移行した独立行政法人の業務運営の状況について」を同法第30条の2の規定に基づき国会及び内閣に報告している。このうち、19年9月及び20年11月の報告の所見において、会計検査院は、政府出資見合いの資産を処分して発生した資金のうち法人内部に留保されたままとなっている不要財産に相当する資金について、必要に応じて国庫に返納することが可能となるよう立法措置を検討する必要があるなどとしている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

独立行政法人制度は、導入から既に相当期間が経過しており、多くの独立行政法人が第1期中期目標期間を終えて、その最終年度における期末処理を行っていることなどを踏まえて、独立行政法人における運営費交付金の状況について、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、主として次の項目に着眼して検査を行った。

- ① 運営費交付金の交付状況はどのようになっているか。また、運営費交付金の額の算定は適切なものとなっているか。
- ② 運営費交付金債務を業務の進行に応じて収益化する基準の採用状況はどのようになっているか。また、採用した基準は、独法会計基準等にのっとり、制度の趣旨及び各独立行政法人の業務の実態等に沿ったものとなっているか。

③ 中期目標期間の最終年度における運営費交付金債務の期末処理の状況はどのようになっているか。また、国庫に納付される額は適切なものとなっているか。

(2) 検査の対象及び方法

検査は、22年3月末現在で設立されている独立行政法人のうち、運営費交付金の交付を受けている83法人を対象とした（表1参照）。

表1 運営費交付金の交付を受けている独立行政法人一覧（平成22年3月末現在）

1	独立行政法人国立公文書館	29	独立行政法人海洋研究開発機構	57	独立行政法人農業者年金基金
2	独立行政法人国民生活センター	30	独立行政法人国立高等専門学校機構	58	独立行政法人経済産業研究所
3	独立行政法人北方領土問題対策協会	31	独立行政法人大学評価・学位授与機構	59	独立行政法人工業所有権情報・研修館
4	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構	32	独立行政法人国立大学財務・経営センター	60	独立行政法人産業技術総合研究所
5	独立行政法人情報通信研究機構	33	独立行政法人日本原子力研究開発機構	61	独立行政法人製品評価技術基盤機構
6	独立行政法人統計センター	34	独立行政法人国立健康・栄養研究所	62	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
7	独立行政法人平和祈念事業特別基金	35	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	63	独立行政法人日本貿易振興機構
8	独立行政法人国際協力機構	36	独立行政法人勤労者退職金共済機構	64	独立行政法人原子力安全基盤機構
9	独立行政法人国際交流基金	37	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	65	独立行政法人情報処理推進機構
10	独立行政法人酒類総合研究所	38	独立行政法人福祉医療機構	66	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
11	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	39	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	67	独立行政法人中小企業基盤整備機構
12	独立行政法人大学入試センター	40	独立行政法人労働政策研究・研修機構	68	独立行政法人土木研究所
13	独立行政法人国立青少年教育振興機構	41	独立行政法人雇用・能力開発機構	69	独立行政法人建築研究所
14	独立行政法人国立女性教育会館	42	独立行政法人労働者健康福祉機構	70	独立行政法人交通安全環境研究所
15	独立行政法人国立科学博物館	43	独立行政法人国立病院機構	71	独立行政法人海上技術安全研究所
16	独立行政法人物質・材料研究機構	44	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	72	独立行政法人港湾空港技術研究所
17	独立行政法人防災科学技術研究所	45	独立行政法人医薬基盤研究所	73	独立行政法人電子航法研究所
18	独立行政法人放射線医学総合研究所	46	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	74	独立行政法人航海訓練所
19	独立行政法人国立美術館	47	独立行政法人種苗管理センター	75	独立行政法人海技教育機構
20	独立行政法人国立文化財機構	48	独立行政法人家畜改良センター	76	独立行政法人航空大学校
21	独立行政法人教員研修センター	49	独立行政法人水産大学校	77	自動車検査独立行政法人
22	独立行政法人科学技術振興機構	50	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	78	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
23	独立行政法人日本学術振興会	51	独立行政法人農業生物資源研究所	79	独立行政法人国際観光振興機構
24	独立行政法人理化学研究所	52	独立行政法人農業環境技術研究所	80	独立行政法人自動車事故対策機構
25	独立行政法人宇宙航空研究開発機構	53	独立行政法人国際農林水産業研究センター	81	独立行政法人国立環境研究所
26	独立行政法人日本スポーツ振興センター	54	独立行政法人森林総合研究所	82	独立行政法人環境再生保全機構
27	独立行政法人日本芸術文化振興会	55	独立行政法人水産総合研究センター	83	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
28	独立行政法人日本学生支援機構	56	独立行政法人農畜産業振興機構		

注(1) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構は平成23年10月1日に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に名称を変更した。

注(2) 独立行政法人雇用・能力開発機構は平成23年10月1日に解散した。

(以下、各法人の名称中「独立行政法人」は記載を省略した。)

検査に当たっては、19年度から21年度までの間に、上記の83法人に交付された運営費交付金4兆9816億2736万余円を対象として、これら83法人に提出を求めた運営費交付

金の使途及び会計処理等の状況についての調書等や財務諸表等を在庁して分析すると
(注1)
ともに、これらのうち47法人について会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 運営費交付金の交付及び算定の状況

ア 運営費交付金の交付状況

検査の対象とした83法人における21年度の収入額及び運営費交付金の交付額の状況は表2のとおりである。

表2 平成21年度の収入額及び運営費交付金の交付額

(単位：百万円)

番号	法人名	収入額 (A)	運営費交付金の 交付額 (B)	(B)/(A)	番号	法人名	収入額 (A)	運営費交付金の 交付額 (B)	(B)/(A)
1	国立公文書館	2,099	2,074	98.80%	43	国立病院機構	882,280	45,972	5.21%
2	国民生活センター	4,216	3,201	75.92%	44	医薬品医療機器総合機構	32,710	569	1.73%
3	北方領土問題対策協会	918	648	70.58%	45	医薬基盤研究所	13,359	11,152	83.47%
4	沖縄科学技術研究基盤整備機構	12,592	5,717	45.40%	46	農林水産消費安全技術センター	8,104	7,543	93.07%
5	情報通信研究機構	43,718	34,200	78.22%	47	種苗管理センター	3,706	2,939	79.30%
6	統計センター	11,120	10,350	93.07%	48	家畜改良センター	10,412	8,160	78.37%
7	平和祈念事業特別基金	2,537	698	27.51%	49	水産大学校	3,523	2,042	57.96%
8	国際協力機構	480,488	161,651	33.64%	50	農業・食品産業技術総合研究機構	63,544	48,147	75.76%
9	国際交流基金	17,833	12,568	70.47%	51	農業生物資源研究所	13,704	7,209	52.60%
10	酒類総合研究所	1,241	1,141	91.94%	52	農業環境技術研究所	4,914	3,154	64.18%
11	国立特別支援教育総合研究所	1,489	1,260	84.62%	53	国際農林水産業研究センター	4,743	3,755	79.16%
12	大学入試センター	11,376	254	2.23%	54	森林総合研究所	109,703	10,124	9.22%
13	国立青少年教育振興機構	16,277	10,137	62.27%	55	水産総合研究センター	29,560	16,655	56.34%
14	国立女性教育会館	862	629	72.96%	56	農畜産業振興機構	378,129	2,221	0.58%
15	国立科学博物館	6,035	3,120	51.69%	57	農業者年金基金	226,745	3,790	1.67%
16	物質・材料研究機構	20,429	15,048	73.65%	58	経済産業研究所	1,800	1,576	87.55%
17	防災科学技術研究所	9,990	8,229	82.37%	59	工業所有権情報・研修館	13,357	13,248	99.18%
18	放射線医学総合研究所	19,164	11,711	61.10%	60	産業技術総合研究所	114,400	66,554	58.17%
19	国立美術館	15,342	5,773	37.62%	61	製品評価技術基盤機構	9,946	7,392	74.32%
20	国立文化財機構	13,808	8,367	60.59%	62	新エネルギー・産業技術総合開発機構	310,457	190,299	61.29%
21	教員研修センター	1,732	1,381	79.73%	63	日本貿易振興機構	37,350	23,318	62.43%
22	科学技術振興機構	121,410	107,458	88.50%	64	原子力安全基盤機構	23,717	22,190	93.56%
23	日本学術振興会	313,348	29,167	9.30%	65	情報処理推進機構	8,719	4,842	55.53%
24	理化学研究所	117,899	59,189	50.20%	66	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1,846,235	24,522	1.32%
25	宇宙航空研究開発機構	246,222	143,414	58.24%	67	中小企業基盤整備機構	1,620,251	21,303	1.31%
26	日本スポーツ振興センター	119,365	6,026	5.04%	68	土木研究所	10,506	9,329	88.79%
27	日本芸術文化振興会	22,727	10,984	48.33%	69	建築研究所	2,468	2,010	81.44%
28	日本学生支援機構	1,702,200	26,172	1.53%	70	交通安全環境研究所	2,705	1,762	65.13%
29	海洋研究開発機構	48,734	38,560	79.12%	71	海上技術安全研究所	4,491	2,946	65.59%
30	国立高等専門学校機構	97,958	66,982	68.37%	72	港湾空港技術研究所	4,172	1,337	32.04%
31	大学評価・学位授与機構	2,152	1,857	86.29%	73	電子航法研究所	1,750	1,618	92.45%
32	国立大学財務・経営センター	176,361	481	0.27%	74	航海訓練所	6,414	6,283	97.95%
33	日本原子力研究開発機構	218,823	169,111	77.28%	75	海技教育機構	3,044	2,752	90.40%
34	国立健康・栄養研究所	946	788	83.29%	76	航空大学校	2,889	2,660	92.07%
35	労働安全衛生総合研究所	2,911	2,535	87.08%	77	自動車検査	14,315	1,372	9.58%
36	勤労者退職金共済機構	531,909	3,269	0.61%	78	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,774,623	609	0.03%
37	高齢・障害者雇用支援機構	58,952	17,756	30.11%	79	国際観光振興機構	3,634	1,998	54.98%
38	福祉医療機構	289,153	4,137	1.43%	80	自動車事故対策機構	14,393	7,819	54.32%
39	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	4,258	2,382	55.94%	81	国立環境研究所	14,448	9,292	64.31%
40	労働政策研究・研修機構	3,263	2,891	88.59%	82	環境再生保全機構	103,000	2,113	2.05%
41	雇用・能力開発機構	518,524	72,955	14.06%	83	駐留軍等労働者労務管理機構	3,661	3,656	99.86%
42	労働者健康福祉機構	316,170	10,694	3.38%					

(注) 収入額(A)及び運営費交付金の交付額(B)は、各法人の決算報告書の決算額の収入合計及び運営費交付金の額を基に本院が集計したものである。

このように、業務に充てられる財源のほぼ全てが運営費交付金となっている法人がある一方、業務に充てられる財源として補助金や業務収入等があり、収入額に占める運営費交付金の割合が極めて低くなっている法人もあるなど、独立行政法人の収入額に占める運営費交付金の割合は区々となっている。これは、法人ごとに業務

の内容や業務運営の状況が異なっていることによる。

イ 運営費交付金の額の算定方法

運営費交付金の額の算定については、中央省庁等改革推進本部事務局が12年4月に示した「独立行政法人・中期計画の予算等について」において、そのルールが例示されるとともに、具体的な算定ルールの設定に当たっては、独立行政法人の自主性が十分発揮できるよう留意しつつ、それぞれの法人の業務内容や財務構造等に即して適当な算定ルールを定めることが望まれるとされている。そして、これを受けて、各独立行政法人は、前記のとおり中期計画において、上記の例示されたルールを基に、中期目標期間に係る運営費交付金の総額（以下「中期計画額」という。）を算定する際に用いる法人ごとの算定ルールを定めるとともに、これにより中期計画額を算定している。各独立行政法人が中期計画額を算定する際に用いている算定ルールの代表的な例は、表3のとおりである。

表3 運営費交付金の算定ルールの例

$\text{運営費交付金} = \text{人件費} + \text{一般管理費} + \text{業務経費} \pm \text{特殊要因} - \text{自己収入}$
$\begin{aligned} \text{一般管理費} &= \text{前年度一般管理費} \times \text{一般管理費の効率化係数} \times \text{一般管理費の政策係数} \\ &\quad \times \text{消費者物価指数} \\ \text{業務経費} &= \text{前年度業務経費} \times \text{業務経費の効率化係数} \times \text{業務経費の政策係数} \\ &\quad \times \text{消費者物価指数} \\ \text{人件費} &= \text{前年度人件費} \times \text{人件費調整係数等} \times \text{人件費の効率化係数} + \text{退職手当等} \\ \text{自己収入} &= \text{前年度自己収入見積額} \times \text{収入調整（政策）係数} \end{aligned}$
(説明) 特殊要因：特定の年度に一時的に発生する資金の増減 効率化係数：中期目標及び中期計画に記載されている業務運営の効率化に関する事項等を踏まえ、各年度の予算編成過程において決定する値 政策係数：事業の進捗及び政策的に必要となる経費等を総合的に勘案し、予算編成過程で決定する値 人件費調整係数：給与昇給率等を勘案し、予算編成過程で決定する値 収入調整(政策)係数：過去の収入の実績を勘案し、予算編成過程で決定する値

この算定ルールは、中期目標期間の最初の年度の予算額を基礎として、これに各係数等を乗ずることで、次年度以降の運営費交付金の額を見積もることとしている。このうち効率化係数は中期目標における業務運営の効率化に関する事項等を反映させた値であり、一般管理費で0.97程度、業務経費で0.99程度の値が多く用いられて

いる。そして、政策係数は毎年度の予算措置の中で設定される値であり、特殊要因とともに中期計画額と実際の交付額の差が生じる要因となる。一方、消費者物価指数、人件費調整係数等については中期計画額の算定においては1.0と設定されていて、実際の交付額に対して著しい差が生じる要因にはならない。

ウ 中期計画額と実際の交付額の状況

検査の対象とした83法人について、中期目標期間における運営費交付金の中期計画額と実際の交付額の状況は表4のとおりである。

表4 運営費交付金の中期計画額と実際の交付額の対比表

(単位:百万円)

法人名	中期目標期間	中期計画額(A)	実際の交付額(B)	(B)/(A)	法人名	中期目標期間	中期計画額(A)	実際の交付額(B)	(B)/(A)
国立公文書館	平成17～21年度	9,003	9,477	105.2%	国立病院機構	16～20年度	255,218	251,738	98.6%
国民生活センター	15～19年度	12,756	12,788	100.2%	医薬品医療機器総合機構	16～20年度	3,554	3,723	104.7%
北方領土問題対策協会	15～19年度	2,763	2,808	101.6%	医薬基盤研究所	17～21年度	56,526	56,685	100.2%
沖縄科学技術研究基盤整備機構	17～20年度	15,439	15,438	99.9%	農林水産消費安全技術センター	18～22年度	38,727	38,092	98.3%
情報通信研究機構	18～22年度	180,646	173,660	96.1%	種畜管理センター	18～22年度	15,091	14,716	97.5%
統計センター	15～19年度	53,936	49,012	90.8%	家畜改良センター	18～22年度	41,733	40,803	97.7%
平和祈念事業特別基金	15～19年度	4,603	4,342	94.3%	水産大学校	18～22年度	11,033	10,376	94.0%
国際協力機構	19～23年度	765,206	768,469	100.4%	農業・食品産業技術総合研究機構	18～22年度	247,543	243,885	98.5%
国際交流基金	19～23年度	62,643	64,392	102.7%	農業生物資源研究所	18～22年度	37,178	36,393	97.8%
酒類総合研究所	18～22年度	5,874	5,873	99.9%	農業環境技術研究所	18～22年度	15,806	15,948	100.8%
国立特別支援教育総合研究所	18～22年度	5,614	5,987	106.6%	国際農林水産業研究センター	18～22年度	17,626	17,582	99.7%
大学入試センター	18～22年度	1,752	1,696	96.8%	森林総合研究所	18～22年度	50,981	50,941	99.9%
国立青少年教育振興機構	18～22年度	55,125	52,811	95.8%	水産総合研究センター	18～22年度	85,662	84,874	99.0%
国立女性教育会館	18～22年度	3,204	3,257	101.6%	農畜産業振興機構	15～19年度	11,738	10,078	85.8%
国立科学博物館	18～22年度	16,065	15,756	98.0%	農業者年金基金	15～19年度	18,248	18,150	99.4%
物質・材料研究機構	18～22年度	78,834	76,299	96.7%	経済産業研究所	18～22年度	7,994	7,965	99.6%
防災科学技術研究所	18～22年度	41,943	41,499	98.9%	工業所有権情報・研修館	18～22年度	66,538	66,698	100.2%
放射線医学総合研究所	18～22年度	65,433	61,552	94.0%	産業技術総合研究所	17～21年度	332,387	332,031	99.8%
国立美術館	18～22年度	29,381	30,242	102.9%	製品評価技術基盤機構	18～22年度	37,726	37,227	98.6%
国立文化財機構	18～22年度	43,759	43,461	99.3%	新エネルギー・産業技術総合開発機構	15～19年度	724,483	745,365	102.8%
教員研修センター	19～22年度	5,589	5,546	99.2%	日本貿易振興機構	19～22年度	94,220	94,456	100.2%
科学技術振興機構	19～23年度	514,847	523,458	101.6%	原子力安全基盤機構	19～23年度	110,284	108,360	98.2%
日本学術振興会	15～19年度	129,957	133,037	102.3%	情報処理推進機構	15～19年度	22,434	22,481	100.2%
理化学研究所	15～19年度	296,460	307,516	103.7%	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	15～19年度	119,397	153,319	128.4%
宇宙航空研究開発機構	15～19年度	590,801	608,862	103.0%	中小企業基盤整備機構	16～20年度	100,375	103,260	102.8%
日本スポーツ振興センター	15～19年度	23,348	23,363	100.0%	土木研究所	18～22年度	41,314	40,754	98.6%
日本芸術文化振興会	15～19年度	55,329	54,231	98.0%	建築研究所	18～22年度	10,069	10,019	99.5%
日本学生支援機構	16～20年度	111,869	108,407	96.9%	交通安全環境研究所	18～22年度	9,621	8,600	89.3%
海洋研究開発機構	16～20年度	151,372	174,761	115.4%	海上技術安全研究所	18～22年度	15,319	14,919	97.3%
国立高等専門学校機構	16～20年度	349,830	347,882	99.4%	港湾空港技術研究所	18～22年度	7,389	6,824	92.3%
大学評価・学位授与機構	16～20年度	10,649	10,343	97.1%	電子航法研究所	18～22年度	8,315	8,226	98.9%
国立大学財務・経営センター	16～20年度	2,710	2,717	100.2%	航海訓練所	18～22年度	33,370	31,973	95.8%
日本原子力研究開発機構	17～21年度	739,995	739,617	99.9%	海技教育機構	18～22年度	14,236	13,756	96.6%
国立健康・栄養研究所	18～22年度	4,170	4,038	96.8%	航空大学校	18～22年度	14,045	13,829	98.4%
労働安全衛生総合研究所	18～22年度	12,354	12,118	98.0%	自動車検査	19～22年度	13,019	11,927	91.6%
勤労者退職金共済機構	15～19年度	18,178	17,902	98.4%	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	15～19年度	3,375	3,252	96.3%
高齢・障害者雇用支援機構	15～19年度	83,908	83,821	99.8%	国際観光振興機構	15～19年度	10,248	10,114	98.6%
福祉医療機構	15～19年度	34,721	33,874	97.5%	自動車事故対策機構	19～23年度	42,556	38,916	91.4%
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	15～19年度	12,271	12,113	98.7%	国立環境研究所	18～22年度	51,253	50,391	98.3%
労働政策研究・研修機構	19～23年度	14,626	14,432	98.6%	環境再生保全機構	16～20年度	12,896	12,776	99.0%
雇用・能力開発機構	19～23年度	375,046	316,430	84.3%	駐留軍等労働者労務管理機構	18～22年度	20,261	19,404	95.7%
労働者健康福祉機構	16～20年度	55,197	56,102	101.6%					
実際の交付額が中期計画額を下回る法人数								56法人	

注(1) 「実際の交付額」には、中期目標期間に交付された総額を記載しているが、平成23年度交付分については、当初予算額のみ計上している。なお、雇用・能力開発機構は23年10月で解散したため、23年度交付分は、第1次補正予算による4月から9月までの分である。

注(2) 「中期計画額」には、各独立行政法人の中期計画に記載されている数値を記載しているが、各法人により、端数処理の方法が異なっている。

このように、実際の交付額が、効率化の目標を踏まえて算定された中期計画額を下回る法人が多数見受けられた。また、特に増減が大きくなっている法人の状況は、

表5のとおりである。

表5 増減が大きくなっている法人の状況

区 分	法人名	実際の交付額/中期計画額	中期計画額と差が生じた主な要因
中期計画額よりも実際の交付額が減少している法人 (2法人)	農畜産業振興機構	85.8%	中期計画額に見込んでいた以上に自己収入が増加したことにより毎年度交付されることとなる運営費交付金が減少したなどのため
	交通安全環境研究所	89.3%	中期計画額に業務経費として見込んでいた審査に係る機器購入費等が減少したため
中期計画額よりも実際の交付額が増加している法人 (2法人)	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	128.4%	ロシアにおける海外地質構造等調査事業に係る特殊要因が増加したため
	海洋研究開発機構	115.4%	地球深部探査船「ちきゅう」の運用費に係る事業経費が増加したため

エ 自己収入の状況

独立行政法人は、その業務運営の財源として、運営費交付金のほか、自己収入を充てて事務・事業を実施しており、また、特定の業務については補助金収入、受託収入等を充てている。

そして、前記の「独立行政法人・中期計画の予算等について」において、運営費交付金の額の算定に当たって自己収入が想定される場合は、その額を控除（以下、控除する自己収入を「控除対象自己収入」という。）するとされている（表3「運営費交付金の算定ルール例」を参照）。19年度から22年度までの間に各法人が控除対象自己収入としていた収入項目について、調書により検査したところ、表6のとおりとなっている。

表6 控除対象自己収入（平成19年度～22年度）

番号	法人名	控除対象自己収入	番号	法人名	控除対象自己収入
1	国立公文書館	刊行物売払収入、複写利用収入、土地建物貸付料	42	労働者健康福祉機構	宿舍料収入等、授業料収入、入学金収入等、入院・外来収入等、雑医療収入他、指導料収入等
2	国民生活センター	図書雑誌出版収入、研修・宿泊収入、財務収益、雑益	43	国立病院機構	-
3	北方領土問題対策協会	預金利息、その他（敷金）	44	医薬品医療機器総合機構	-
4	沖縄科学技術研究基盤整備機構	-	45	医薬基盤研究所	-
5	情報通信研究機構	知的財産収入	46	農林水産消費安全技術センター	検査手数料収入、検定手数料収入、試験場製品等売払代、建物及び物件貸付料、講習事業収入
6	統計センター	-	47	種苗管理センター	原原種売却収入、その他収入
7	平和祈念事業特別基金	運用収入	48	家畜改良センター	売払収入
8	国際協力機構	事業収入	49	水産大学校	授業料、入学料、入学検定料、建物等貸付料、寄宿料
9	国際交流基金	著作権収入、連続理解講座受講料、カタログ・文化映画貸出収入、入場料・チケット販売収入	50	農業・食品産業技術総合研究機構	知的所有権収入、生産物等売払収入、製剤売払収入、授業料収入、外国人招へい研究員受入協力費、土地・建物貸付収入、土地及び水面貸付料、建物及び物件貸付料、不要物品売払収入、保険事務手数料、保険金収入、文献複写料、寄付金収入、延滞金、違約金等、検査事業収入、鑑定事業収入、製品売払収入、施設利用収入、運用収入、財産貸貸収入、雑収入
10	酒類総合研究所	鑑評会収入等	51	農業生物資源研究所	知的所有権収入、文献複写料、生産物売払収入、原蚕種等配布事業収入、依頼照射事業収入、遺伝資源配布事業収入、リソース等配布収入、受入研究協力金等、土地・建物貸付料、境界立会謝金、給与控除業務代行受取事務費
11	国立特別支援教育総合研究所	資産貸付収入	52	農業環境技術研究所	知的所有権収入、生産物売払収入、不用品売払収入、土地・建物貸付収入、焼却処理料
12	大学入試センター	検定料、成績提供手数料、成績開示提供手数料、適性試験受験料、高等学校卒業程度認定試験答案読取手数料、第三種電気主任技術者試験答案読取手数料、その他	53	国際農林水産業研究センター	知的所有権収入、生産物売払収入、古紙売払収入、土地・建物貸付収入、境界立会謝金、文献複写料、旅費戻入、海外保険戻入、車輛売払代
13	国立青少年教育振興機構	事業収入、事業外収入（財産貸付収入）、基金運用益	54	森林総合研究所	特許料、種子鑑定料、木材鑑定料等、文献複写料、多摩森林科学園入園料、新品種等種苗・林木遺伝資源種苗配布代、不動産貸付料、受託出張経費、古紙売却料
14	国立女性教育会館	-	55	水産総合研究センター	知的財産権収入、観覧料収入、土地及び水面貸付収入、建物及び物件貸付収入、研修宿泊施設貸付収入、原子力立地給付金収入、漁獲物売却収入、広報・情報公開収入、水揚奨励金収入
15	国立科学博物館	入場料等収入	56	農畜産業振興機構	宿舍貸付料、敷金戻入（借上宿舍）、保証金戻入（本部事務所）、受取利息、雑収入
16	物質・材料研究機構	貸付収入、寄付金、特許権実施料収入、研究助成金、研究雑収入、雑収入、受取利息	57	農業青年基金	宿舍使用料、利息収入、雑収入、保険料被保険者負担金
17	防災科学技術研究所	施設利用収入、雑収入	58	経済産業研究所	普及業務及びシンポジウム収入
18	放射線医学総合研究所	病院収入、研修収入、その他（特許収入等）	59	工業所有権情報・研修館	複写手数料収入、研修受講料収入
19	国立美術館	入場料収入、その他事業収入	60	産業技術総合研究所	受取利息、為替差益
20	国立文化財機構	展示事業等収入	61	製品評価技術基盤機構	受取利息
21	教員研修センター	宿泊料等収入	62	新エネルギー・産業技術総合開発機構	利息収入
22	科学技術振興機構	開発費回収金、開発成果実施料等機構収入、開発成果実施料等発明者収入、外国人宿舍等収入、免許更新受講料収入、日本科学未来館入場料等収入、その他の収入	63	日本貿易振興機構	展示会出展料収入等
23	日本学術振興会	事業収入	64	原子力安全基盤機構	受取利息、保険代行手数料、特定求職者助成金
24	理化学研究所	特許権収入、寄附金収入、バイオリソース分譲収入、技術研修収入、NMR共用促進事業収入、研究雑収入、医務室診療収入、借上職員宿舍・構内職員住宅等家賃収入、利息収入、不動産賃貸料等雑収入	65	情報処理推進機構	評価・認証料
25	宇宙航空研究開発機構	知的財産権収入、提供事業収入、宿舍等使用料収入、受取利息、その他	66	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	特許料等収入、運用収入
26	日本スポーツ振興センター	国立競技場運営収入、国立スポーツ科学センター収入、ナショナルトレーニングセンター運営収入、国立登山研修所運営収入、スポーツ及び健康教育普及事業収入、営業外収入、利息収入	67	中小企業基盤整備機構	-
27	日本芸術文化振興会	養成事業収入等、雑収入等	68	土木研究所	知的所有権収入、財産貸貸収入、技術指導等収入
28	日本学生支援機構	寄附金収入、留学生宿舍収入、日本語学校収入、第一種学資金延滞金収入、受験料収入、財産使用料、利息収入、「大学と学生」著作権料、奨学事業雑収入、留学生事業雑収入、返納金収入、留学生会館雑収入	69	建築研究所	技術指導等収入
29	海洋研究開発機構	民間出資金及び寄附金、共用施設収入、研修収入、情報業務等収入、知的財産権収入、預金利子、雑収入、地球シミュレータ利用等収入	70	交通安全環境研究所	手数料収入、受託収入、受取利息、財産貸貸収入、雑益
30	国立高等専門学校機構	入学料収入、授業料収入、検定料収入、雑収入	71	海上技術安全研究所	受託収入、知的財産収入、財産貸貸収入
31	大学評価・学位授与機構	大学評価手数料、学位授与審査手数料、その他	72	港湾空港技術研究所	受託収入、特許収入、技術指導料収入、講演料収入、財産貸貸収入、研修生受入収入
32	国立大学財務・経営センター	宿舍貸付料収入	73	電子航法研究所	受託収入
33	日本原子力研究開発機構	寄附金、施設利用収入、廃棄物処理事業収入、研修授業料収入、特許許諾料等収入、その他事業収入、預金利子、補償金収入、住宅賃料、雑収入、共同研究事業収入、ガラス固化技術開発施設収入、濃縮ウラン売却収入、廃棄物処理処分負担金収入	74	航海訓練所	財産貸貸収入、運航業務研修料、証明書再発行手数料、講師派遣料、航海訓練受託料収入、受取利息、教科書販売収入、社船実習負担金収入
34	国立健康・栄養研究所	印税収入、設備使用料収入	75	海技教育機構	入学検定料収入、入学料収入、授業料収入、寄宿料収入、雑収入、受託収益、財務収益
35	労働安全衛生総合研究所	成果物頒布収入	76	航空大学校	授業料収入、入学料収入、検定料収入、土地及び水面貸付料、建物及び物件貸付料、寄宿舎使用料収入
36	勤労者退職金共済機構	-	77	自動車検査	受託収入、雑収入、審査手数料収入
37	高齢・障害者雇用支援機構	宿舍使用料、実習収入	78	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	信用基金の運用益のうち政府出資に係る額
38	福祉医療機構	経営指導事業収入、福祉保健医療情報サービス事業収入、利息収入、雑収入、手数料収入	79	国際観光振興機構	観光宣伝事業賛助金等に係る収入、コンベンション協賛金等にかかる収入、受託業務にかかる収入、観光情報提供事業にかかる収入、通訳案内士試験事業にかかる収入
39	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	介護給付費・訓練等給付費収入等、地域生活支援事業費収入、診療収入、実習生等受入負担金収入等	80	自動車事故対策機構	指導講習手数料収入、適性診断手数料収入、その他収入
40	労働政策研究・研修機構	出版物販売収入、受講料収入、雑収入	81	国立環境研究所	雑収入、寄附金収益
41	雇用・能力開発機構	授業料収入、入校料収入、受験手数料収入、在職者訓練収入、事業内援助収入、施設使用料収入、寄宿舎使用料・宿泊料、その他雑収入、職員宿舍使用料、JICA人件費、情報公開手数料、債務保証費回収金収入、私のしごと館収入	82	環境再生保全機構	宿舍使用料収入、地球環境基金運用収入、遅延損害金収入
			83	駐留軍等労働者労務管理機構	-

このように、控除対象自己収入が法人により区々となっているのは、前記のとおり

り、法人ごとにその業務の内容や業務運営の状況が異なっていることが背景にある。
(注2)

そして、表6によると、25法人が利息収入や運用収入等（以下、併せて「利息収入等」という。）を控除対象自己収入としている。このうち、運営費交付金の額の算定に当たり、控除した利息収入等の額と実績額との間に著しいかい離が生じている法人が2法人あり、その状況は次のとおりである。

<事例1>

新エネルギー・産業技術総合開発機構は、運営費交付金の利息収入を控除対象自己収入としており、その額については、四半期ごとに運営費交付金の交付を受けていることから、交付から3か月間でこれを使い切ると仮定し、この間に普通預金で運用するとして、当該預金の利率を用いて算出し、平成19年度20万余円、20年度3871万余円、21年度3635万余円としている。

しかし、実際の運用方法をみると、同機構が策定した「定期預金等運用マニュアル」に基づき、定期預金又は譲渡性預金により運用していた。そして、その預入先は大手3銀行から引き合いを取ることとしていて、最も有利な利率を提示した銀行を選定していた。また、実際の運用に当たっては、四半期ごとに交付を受ける当年度の運営費交付金のほかに、前年度以前に交付を受けた運営費交付金の未使用額も運用するなどしていた。この前年度以前に交付を受けた運営費交付金の未使用額は、研究開発委託事業等において、当該研究開発を年度内に終えることが困難になったことなどに伴い、運営費交付金の支出額が計画を下回り、翌年度に繰り越したものなどである。

このように、実際の運用に係る利率、元本の額等が控除対象自己収入の算定に用いた利率、元本の額等を大幅に上回った結果、実際の利息収入は、研究資産の売却収入等を運用したことによる利息収入が若干含まれるものの、19年度3億8800万余円、20年度4億7142万余円、21年度2億7122万余円となっていた。

<事例2>

石油天然ガス・金属鉱物資源機構は、運営費交付金の運用収入を控除対象自己収入としており、その額については、四半期ごとに運営費交付金の交付を受けていることから、交付から3か月間でこれを使い切ると仮定し、この間に普通預金で運用するとして、当該預金の利率を用いて算出し、平成19年度45万余円、20年度154万余円、21年度250万余円としている。

しかし、実際の運用方法をみると、同機構が策定した「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の資金運用要領」に基づき、定期預金により運用していた。そして、その預入先は原則として競争入札により決定することとしていて、最も有利な利率を提示した銀行を選定していた。また、実際の運用に当たっては、四半期ごとに交付を受ける当年度の運営費交付金のほかに、前年度以前に交付を受けた運営費交付金の未使用額も運用するなどしていた。この前年度以前に交付を受けた運営費交付金の未使用額は、産油国との調整の継続等により、当初予定された事業を実施する環境が整わなかったことなどに伴い、運営費交付金の支出額が計画を下回り、翌年度に繰り越したものである。

このように、実際の運用に係る利率、元本の額等が控除対象自己収入の算定に用いた利率、元本の額等を大幅に上回った結果、実際の運用収入は19年度5億1917万余円、20年度6779万余円、21年度7666万余円となっていた。

これら2法人は、運営費交付金の額の算定に当たり控除した利息収入等の額と実績額との間に著しいかい離が生じていることから、控除対象自己収入の額の算定に当たっては実態を考慮したものとする必要があると認められる。

なお、控除対象自己収入の額の算定に当たっては、当該収入の性格等に応じて、法人における自己収入の増加に対する動機付けにも留意する必要がある。

前記2法人の場合、実際に運用に充てていた運営費交付金の額が控除対象自己収入の額の算定の際に用いた額より多額であったのは、前年度以前に交付された運営費交付金が、予定していた事業を年度内に終えることが困難になったことなどに伴い、翌年度に繰り越されたことなどによって生じたものであり、上記の動機付けに影響を及ぼすものではないと認められる。一方で、複数の銀行から引き合いを取るなどして利息収入等の増加を図ったことについては、これを控除対象自己収入の額の算定にそのまま反映させた場合、上記の動機付けに影響を及ぼす可能性があると考えられる。

独立行政法人の業務運営の財源は、主に国からの運営費交付金と法人の自己収入であることから、個々の法人の状況も踏まえ、あらかじめ見込まれる自己収入については法人における自己収入の増加に対する動機付けにも留意しつつ、控除対象自己収入の額を適切なものとし、運営費交付金の額の算定に反映させる必要がある。

(2) 運営費交付金の収益化の状況

ア 運営費交付金に係る収益化基準の概要

運営費交付金債務を業務の進行に応じて収益化する基準（以下「収益化基準」という。）として、独立行政法人会計基準注解（平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定。以下「独法会計基準注解」という。）及び「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A」（平成12年8月公表）は、表7のとおり、三つの収益化基準を示しており、法人の業務内容からみてその業務の進捗状況を最も適切に反映して、法人にできるだけ成果達成への動機付けを与える基準を法人ごとに定める必要があるとしている。

表7 運営費交付金の収益化基準

(ア)	業務達成基準	一定の業務と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合に、当該業務の達成度に応じて、財源として予定されている運営費交付金債務の収益化を行うもの。例えば、一定のプロジェクトの実施や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。
(イ)	期間進行基準	上記の場合において、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合に、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務の収益化を行うもの。例えば、管理部門の活動等がこれに該当する。
(ウ)	費用進行基準	上記(ア)及び(イ)のような業務と運営費交付金との対応関係が示されない場合に、業務のための支出額を限度として、運営費交付金債務の収益化を行うもの。

独法会計基準注解においては、業務達成基準又は期間進行基準を採用できる場合の前提となるような業務と運営費交付金との対応関係が示されない場合に、費用進行基準を採用するものとされている。そして、独法会計基準注解の19年11月の改訂により、費用進行基準を採用した場合には、その理由を財務諸表の重要な会計方針に注記しなければならないこととなっている。

イ 業務達成基準又は期間進行基準と費用進行基準の差異

前記三つの収益化基準のうち、業務達成基準は業務の達成度に応じて、期間進行基準は一定の期間の経過を業務の進行とみなして、それぞれ業務の財源として予定されている運営費交付金債務の額を収益化するものである。このため、事故等があったり予定されていた業務が達成されないなどの場合を除き、交付された運営費交付金の全額が収益化されることから、法人が効率的な業務運営に努め、運営費交付金を業務の財源として予定されている額より効率的に使用した結果生じた節減額は、損益計算上の利益に計上されることになるが、業務のための支出額が業務の財源として予定されている額を上回った場合には損失を計上することになる。

そして、利益を計上した場合において、当該利益のうち独立行政法人の経営努力により生じた額は、独立行政法人が自らその根拠を示し、主務大臣が独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議を行った上で、目的積立金として主務大臣の承認を受けた場合には、翌年度以降に法人が中期計画に定められた剰余金の使途の範囲内において使用することができることとなる。

一方、費用進行基準は、業務のための支出額を限度として運営費交付金債務の収益化を行うことになるため、運営費交付金を業務の財源として予定されている額よ

り効率的に使用した結果生じた節減額は、予定していた事務・事業が計画どおりに進捗せずに翌年度に繰り越した額及び計画の中止等により生じた不用額等の支出しなかった額とともに、中期目標期間の最終年度を除いた各年度の貸借対照表に運営費交付金債務のまま残ることになり、損益計算上の利益としては計上されず、また、業務のための支出額が業務の財源として予定されている額を上回った場合でも、当期に収益化できる運営費交付金債務が残っている場合には、この損失は減少するか又は損益計算上の損失としては計上されないことになる。

以上のように、運営費交付金を効率的に使用した結果生じた節減額は費用進行基準では運営費交付金債務のままであるが、業務達成基準又は期間進行基準では利益として計上され、独立行政法人の成果達成への動機付けを与えることになる。

ウ 運営費交付金の収益化基準の採用状況

会計検査院は、国会からの検査要請を受けて17年10月に報告した「独立行政法人の業務運営等の状況に関する会計検査の結果についての報告書」において、13年4月に国から出資を受けて設立された独立行政法人で、中期目標の期間が5年間となっている45法人の収益化基準の採用状況について検査しており、それによると費用進行基準のみを採用している法人が16年度において40法人（88.9%）となっていた。

今回、検査の対象とした83法人が採用している収益化基準の状況をみると別表1（後掲28ページ）のとおりであり、これを法人数で整理すると表8のとおりとなっていて、21年度において費用進行基準のみを採用している法人は61法人（73.4%）となっている。

表8 運営費交付金の収益化基準の採用状況（平成19年度～21年度）

	平成19年度		20年度		21年度	
	法人数	割合 (%)	法人数	割合 (%)	法人数	割合 (%)
費用進行基準のみを採用している法人	67	80.7	65	78.3	61	73.4
業務達成基準のみを採用している法人	2	2.4	2	2.4	2	2.4
期間進行基準のみを採用している法人	1	1.2	1	1.2	0	—
業務達成基準と期間進行基準とを使い分けている法人	7	8.4	7	8.4	8	9.6
期間進行基準と費用進行基準とを使い分けている法人	1	1.2	2	2.4	6	7.2
三つの基準全てを使い分けている法人	5	6.0	6	7.2	6	7.2
計	83	100.0	83	100.0	83	100.0

費用進行基準以外の基準を採用する法人が次第に増加しており、前記17年10月の報告書で記述した状況と比べ費用進行基準のみを採用している法人の割合も減少しているものの、依然として費用進行基準のみを採用している法人が多い状況となっている。

費用進行基準を採用する場合には、財務諸表の重要な会計方針においてその理由を注記することとされているが、多くの法人では、他の収益化基準を採用する際に必要となる業務と運営費交付金との対応関係を明らかにすることが困難であることを記している。

エ 業務達成基準又は期間進行基準の採用

検査の対象とした83法人のうち8法人は、従来は費用進行基準のみを採用していたが、19年度から21年度までの間に収益化基準の見直しを行い、業務のうちの全部又は一部について、業務達成基準又は期間進行基準に変更していた。これらは、19年11月に独法会計基準注解が改訂されたことや、主務省の独立行政法人評価委員会において評価委員から収益化基準について費用進行基準以外の基準の採用を検討すべきである旨の意見があったことを契機に、法人内部において検討を行った結果、収益化基準の変更を行ったものである。

前記のとおり、業務達成基準又は期間進行基準を採用した場合には、法人が効率的な業務運営に努めた結果生じた節減額は利益に計上されることになる。

そこで、前記8法人のうち、中期目標期間の最終年度以外の年度に収益化基準を変更した6法人について、収益化基準を変更してから初めて作成した損益計算書に計上された利益のうち、変更に伴う利益への影響額をみたところ、表9のとおり、全ての法人で利益の額が増加している。

表9 収益化基準の変更に伴う利益への影響額 (単位：円)

法人名	収益化基準				利益への影響額
	平成18年度	19年度	20年度	21年度	
国立青少年教育振興機構 注(1)	費用進行	業務達成 期間進行			524,248
国立科学博物館 注(1)	費用進行		業務達成 期間進行 費用進行		2,279,150
国立健康・栄養研究所 注(2)	費用進行			期間進行 費用進行	28,585,391
高齢・障害者雇用支援機構 注(2)	費用進行			期間進行 費用進行	10,479,170
労働政策研究・研修機構 注(2)	費用進行			期間進行 費用進行	6,380,713
雇用・能力開発機構 注(2)	費用進行			期間進行 費用進行	1,104,406,429

注(1) 国立青少年教育振興機構及び国立科学博物館の利益への影響額は法人に提出を求めた資料を基に本院で試算したものである。

注(2) 国立健康・栄養研究所、高齢・障害者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構及び雇用・能力開発機構の利益への影響額は、各法人の財務諸表の附属明細書に記載されている計数である。

オ 教育・養成を目的とする独立行政法人が採用している収益化基準の状況

類似した業務を行っている法人について、採用している収益化基準の状況を検査したところ、教育・養成を目的とした業務を行っている5法人について、表10のとおり、法人間で異なる収益化基準を採用している状況となっていた。

表10 教育・養成を目的とする独立行政法人が採用している収益化基準の状況

法人名	収益化基準	個別法による目的
国立高等専門学校機構	業務達成基準 期間進行基準 費用進行基準	職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ること
航海訓練所	業務達成基準 期間進行基準 費用進行基準	商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び海技教育機構の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を習得させること
水産大学校	費用進行基準	水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ること
海技教育機構	費用進行基準	船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ること
航空大学校	費用進行基準	航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ること

これら5法人は、特定の分野における教育・養成を目的とする同種の業務を行っているが、国立高等専門学校機構及び航海訓練所は、年度ごとに実施する特定の政策目的に係る業務等についてのみ費用進行基準を採用したもので、ほとんどの業務には業務達成基準及び期間進行基準を採用していた。これに対し、水産大学校、海技教育機構及び航空大学校は費用進行基準のみを採用していた。そこで、費用進行基準のみを採用しているこれら3法人について、業務と運営費交付金との対応関係について、業務に係る費用の見積りが行われていて、かつ、業務の達成度を確認することが可能であるかを検査した。この結果は、表11のとおりであり、いずれの法人も、業務に係る費用の見積りについては、法人の長等により相当程度細分化された経費単位ごとに運営費交付金の充当の有無を含めて毎年度決定しており、また、業務の達成度については、学校又は教育課程ごとに修業期間、授業科目、単位数、履修方法等が定められ、それぞれ所定の定員に対して、計画的に履修させて所定の単位を修得した者を卒業又は修了させている。したがって、これら3法人は、業務の全部又は一部について、業務と運営費交付金との対応関係が明らかで、業務によっては期間的な対応関係があることから、業務達成基準又は期間進行基準が採用できると認められた。

表11 3法人の業務と運営費交付金との対応関係

	水産大学校	海技教育機構	航空大学校
業務に係る費用の見積り	理事長、理事、校長等をもって構成される運営会議で決定	理事長及び理事をもって構成される理事会で決定	理事長及び監事をもって構成される役員会で決定
設置されている学校又は教育課程	高等学校卒業生を対象とした本科、本科卒業生のうち一定の要件を満たす者等を対象とした専攻科、学士の学位を有する者を対象とした水産学研究科	中学校を卒業した者等を対象とした海上技術学校(本科、乗船実習科等)を4校、高等学校を卒業した者を対象とした海上技術短期大学校(専修科等)を3校、本科、専修科等を卒業した者を対象とした海技大学校(海技専攻課程等)	修業年限4年以上の大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者等を対象とした飛行機操縦科
業務の達成度(修業期間)	本科で4年、専攻科で1年、水産学研究科で2年	海上技術学校で3年、海上技術短期大学校で2年、海技大学校では目的に応じて置かれたコースごとに2日から2年半等	2年

これら3法人について、業務達成基準又は期間進行基準を採用したとして、18年度から21年度までの各年度の損益計算書に計上される利益又は損失を試算したところ、表12のとおり、特段の事情があつて損失が計上される場合を除き、法人が効率的な業務運営に努めた結果生じた節減額等が、利益として計上されることとなる。

表12 収益化基準を変更した場合の利益及び損失の額（試算）

(単位:円)

		平成18年度	19年度	20年度	21年度
水産 大学 校	当期総利益(△総損失) (A)	12,080,681	2,183,422	2,219,473	9,428,525
	収益化基準を変更した場合の 当期総利益(△総損失) (B)	171,781,186	71,557,739	△ 56,207,271	64,712,039
	増加するとみられる利益の額 (△損失の額) (B)-(A)	159,700,505	69,374,317	△ 58,426,744	55,283,514
海技 教育 機構	当期総利益(△総損失) (A)	4,772,901	△ 2,397,333	△ 3,914,814	△ 1,092,879
	収益化基準を変更した場合の 当期総利益(△総損失) (B)	225,177,050	152,876,367	133,896,021	103,862,739
	増加するとみられる利益の額 (△損失の額) (B)-(A)	220,404,149	155,273,700	137,810,835	104,955,618
航空 大学 校	当期総利益(△総損失) (A)	△ 111,703	△ 371,577	△ 262,150	84,588
	収益化基準を変更した場合の 当期総利益(△総損失) (B)	101,610,348	△ 82,669,781	45,190,005	23,613,964
	増加するとみられる利益の額 (△損失の額) (B)-(A)	101,722,051	△ 82,298,204	45,452,155	23,529,376

(注) 航空大学の平成19年度及び水産大学の20年度の試算結果が損失となるのは、原油価格の高騰により、計画額を上回る経費を支出したことなどによるものである。

これら3法人は、本院の検査を踏まえて、収益化基準を変更した場合に、費用進行基準を採用していた際と同様の評価を得ることができるか、国民その他の利害関係者の判断を誤らせることにならないかなどに留意しつつ、収益化基準の変更に向けた検討を行うとしている。

カ 費用進行基準のみを採用している法人における節減・節約等の額について

前記のとおり、費用進行基準を採用した場合には、運営費交付金を財源とする業務における節減・節約等の効率化により生じた額は損益計算上の利益とならず、運営費交付金債務のまま残ることとなる。

そこで、費用進行基準のみを採用している法人について、業務費等の支出に充て

られることなく運営費交付金債務のまま残されている額について調書により検査したところ、節減・節約等の効率化により生じた額として法人が回答した額は、19年度は27法人69億3011万余円、20年度は36法人140億9938万余円、21年度は32法人89億9225万余円となっている（後掲29ページの別表2参照）。

収益化基準については、費用進行基準のみを採用している法人が多い状況となっており、このうち多くの法人では、他の収益化基準を採用する際に必要となる業務と運営費交付金との対応関係を明らかにすることが困難であるとしている。しかし、前記のように、費用進行基準のみを採用している法人のうちにも、業務の全部又は一部について、業務と運営費交付金との対応関係が明らかであることなどから、業務達成基準又は期間進行基準が採用できると認められる法人が見受けられた。したがって、法人の業務内容からみてその業務の進捗状況を最も適切に反映して、法人にできるだけ成果達成への動機付けを与える基準を定める必要があることを踏まえて、費用進行基準のみを採用している法人は、業務と運営費交付金との対応関係を検証するなど、収益化基準の見直しに努めることが重要である。

(3) 中期目標期間の最終年度における運営費交付金の処理と積立金の国庫納付の状況

会計検査院では、国会からの検査要請を受けて20年11月に報告した「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関する会計検査の結果について」において、18年度末までに中期目標期間が終了した65法人の79勘定（勘定を設けずに業務を経理している法人については1勘定としている。以下同じ。）について、その精算収益化額が計438億5169万余円となっている事態を報告している。

検査の対象とした83法人のうち19年度から21年度までの間に中期目標期間が終了した法人は35法人あり、これら35法人で運営費交付金の交付を受けている63勘定について、その精算収益化額は計1115億3236万余円となっている。このうち、中期目標期間の最終年度に係る利益処分又は損失処理を行った後の積立金（以下「精算対象積立金」という。）を計上したものは、33法人56勘定であり、これらを総括した状況は表13のとおりである（後掲30ページの別表3参照）。

表13 精算収益化額及び国庫納付の状況

(単位：円)

区 分	精算対象積立金		次期繰越積立金 (B)	国庫納付額 (C)=(A)-(B)
	(A)	うち精算収益化額		
33法人56勘定	941,926,723,889	109,350,955,363	852,506,957,200	89,419,766,689

(注) 勤労者退職金共済機構の各勘定は、それぞれ業務経理のみを集計している。

一方、中期目標期間の最終年度に係る利益処分又は損失処理を行った結果、次の中期目標期間に欠損金を繰り越すことになった法人の状況は表14のとおりである。

表14 次の中期目標期間に繰り越すこととなった欠損金の状況

(単位：円)

法人名	勘定名	中期目標期間最終年度	中期目標期間最終年度の利益処分			次の中期目標期間に繰り越す欠損金(△) (A)+(B)
			前期からの繰越欠損金(△) (A)	中期目標期間最終年度の未処分利益又は未処理損失(△) (B)	うち精算収益化額	
勤労者退職金共済機構	一般の中小企業退職金共済事業等勘定	平成19	△ 14,774,975,289	△ 141,263,822,284	0	△ 156,038,797,573
	林業退職金共済事業等勘定	19	△ 1,395,745,954	39,302,551	0	△ 1,356,443,403
福祉医療機構	保険勘定	19	△ 42,497,458,981	△ 6,434,136,484	520,631	△ 48,931,595,465
労働者健康福祉機構	-	20	△ 28,738,794,909	△ 2,702,454,114	1,572,382,764	△ 31,441,249,023
医薬品医療機器総合機構	審査等勘定	20	△ 1,064,007,449	△ 43,380,041	76,848,444	△ 1,107,387,490
農畜産業振興機構	砂糖勘定	19	△ 50,073,270,770	7,391,917,923	280,927,344	△ 42,681,352,847
	生糸勘定	19	△ 5,807,674,883	1,123,575,837	154,522,305	△ 4,684,099,046
中小企業基盤整備機構	小規模企業共済勘定	20	△ 675,613,034,199	△ 314,711,048,130	83,071,309	△ 990,324,082,329
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	海事勘定	19	△ 51,916,104,524	1,117,058,963	13,136,852	△ 50,799,045,561
計			△ 871,881,066,958	△ 455,482,985,779	2,181,409,649	△ 1,327,364,052,737

(注) 勤労者退職金共済機構の「一般の中小企業退職金共済事業等勘定」及び「林業退職金共済事業等勘定」は、それぞれ業務経理以外の経理を計上しているため、表13と表14の勘定数を単純に合計すると65勘定となる。

中期目標期間の最終年度末まで業務運営の財源に充てられずに残った運営費交付金債務の額(精算収益化額に相当)は、次の中期目標期間に繰り越すことができず、これを全額収益に振り替えることにより精算し、基本的には国庫納付することとなっている。しかし、中期目標期間の最終年度において精算収益化額を上回る前期からの繰越欠損金があるなどの場合は精算対象積立金を計上できないことになり、中期目標期間中に交付された運営費交付金のうち業務運営の財源に充てられなかった金額が法人内部に留保され、国庫納付されないこととなる。

中期目標期間の終了時点における運営費交付金の精算の状況について検査した結果、中期目標期間の最終年度末まで業務運営の財源に充てられずに残った運営費交付金債務の額等が、前期からの繰越欠損金があるなどのため国庫納付されず、法人内部に留保されていて、業務の財源に充てることができない資金となっていると認められるものが次のとおり見受けられた。

<事例3>

労働者健康福祉機構では、平成20年度末の第1期中期目標期間の終了に伴う期末処理において、精算収益化額等15億9481万余円が発生していた。一方、同機構の経理は「独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成16年厚生労働省令第56号）において三つの経理単位に区分しなければならないこととされていて、このうち病院勘定において42億7963万余円の当期総損失が生じていたことから、同機構全体としては27億0245万余円の当期総損失を計上することとなった。このため、精算収益化額に相当する額等の資金のうち現金の裏付けのある資金15億8867万余円は、国庫納付ができないことになっていた。しかし、同機構においては、病院勘定の費用は医療事業収入等で賄うこととしていて運営費交付金を充当しないこととしていることから、上記の資金15億8867万余円は使用されることなく、その全額が法人内部に留保されている状況になっていた。

なお、同機構は、本院の検査を踏まえて、23年9月に、厚生労働大臣に対して、不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出し、上記の資金15億8867万余円について、国庫納付することとなるようにした。

<事例4>

中小企業基盤整備機構の小規模企業共済勘定では、平成20年度末の第1期中期目標期間の終了に伴う期末処理において、精算収益化額8307万余円が発生していた。一方、同勘定は「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」（平成16年経済産業省令第74号）において三つの経理単位に区分しなければならないこととされていて、このうち給付経理において損失を生じていたことから、同勘定全体としては3147億1104万余円の当期総損失を計上することとなった。このため、精算収益化額に相当する額の資金8307万余円は国庫納付ができないことになっていた。そして、省令により小規模共済業務等経理から給付経理への資金融通をしてはならないこととされ、また、給付経理に係る費用は共済事業掛金等の収入等で賄うことにして、運営費交付金を給付経理で発生した欠損の補填に充てることはできないこととなっていることから、上記の資金8307万余円は使用されることなく、その全額が法人内部に留保されている状況になっていた。

なお、同機構は、本院の検査を踏まえて、23年9月に、経済産業大臣に対して、不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出し、上記の資金8307万余円について、国庫納付することとなるようにした。

これらのほかに、18年度末に第1期中期目標期間を終了した雇用・能力開発機構の財形勘定において、同様の状況が見受けられた。同機構は、23年10月をもって解散することとなっており、その権利及び義務は国及び他の独立行政法人が承継することとさ

れていることから、業務の財源に充てることができないと認められる資金については、本院の検査を踏まえて、同機構の解散の際に国に承継されることとなるよう23年9月に厚生労働大臣に申請するなどした。

法人内部に留保され、国庫納付されないこととなっている資金については、22年に改正された通則法において不要財産を処分しなければならないとされていることを踏まえて、精算収益化額に相当する額の資金等を国庫納付している他の法人との均衡を失しないように、法人において、速やかに当該資金等が不要財産であるか否かを検討し、不要財産と認められた場合には遅滞なく国庫納付する必要があると認められる。

4 所見

(1) 検査の結果の概要

独立行政法人における運営費交付金の状況について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、①運営費交付金の交付状況はどのようになっているか、また、運営費交付金の額の算定は適切なものとなっているか。②運営費交付金債務を業務の進行に応じて収益化する基準の採用状況はどのようになっているか、また、採用した基準は、独法会計基準等にのっとり、制度の趣旨及び各独立行政法人の業務の実態等に沿ったものとなっているか。③中期目標期間の最終年度における運営費交付金債務の期末処理の状況はどのようになっているか、また、国庫に納付される額は適切なものとなっているかなどに着眼して検査を実施した。

検査の結果の概要は次のとおりである。

ア 運営費交付金の額の算定については、控除対象自己収入の額とその実績額との間に相当なかい離が生じているものが見受けられた。

イ 運営費交付金に係る収益化基準の採用状況については、業務と運営費交付金との対応関係が明らかであると認められることから業務達成基準又は期間進行基準を採用することが可能であり、かつ、法人の業務内容からみて、これらの収益化基準を採用することにより業務の進捗状況を反映して適切に収益化を行うことになると認められるのに、費用進行基準のみを採用している法人が見受けられた。

ウ 中期目標期間の最終年度における運営費交付金の処理と積立金の国庫納付の状況については、中期目標期間の最終年度末まで業務運営の財源に充てられずに残った運営費交付金債務の額等が、前期からの繰越欠損金があるなどのため、国庫納付されず、法人内部に留保されているものが見受けられた。

(2) 所見

独立行政法人は、国から多額の運営費交付金の交付を受けて運営されており、明確な中期目標の下で、自主的・機動的な組織運営と弾力的な財務運営に努めることなどにより、国民のニーズに即応した効率的な行政サービスを提供することが要請されている。

そのため、独立行政法人においては、より効率的な業務運営に努める必要があるとともに、国の資金の有効活用の観点から、運営費交付金の額の適切な算定及び不要財産の国庫納付に努める必要がある。

したがって、以上の検査の状況を踏まえ、独立行政法人及び関係府省においては、次の点に留意することが必要である。

ア 独立行政法人及び主務府省において、運営費交付金の額の算定に当たり、控除対象自己収入の額がその実績額と相当かい離している場合は、法人における自己収入の増加に対する動機付けにも留意しつつ、適切な額を控除する。

イ 費用進行基準のみを採用している法人において、業務と運営費交付金との対応関係が明らかであり、業務の達成度の確認が可能である場合又は業務の実施と財源との間に期間的な対応関係がある場合は、業務達成基準又は期間進行基準を採用することについての見直しを行う。

ウ 中期目標期間の最終年度末まで業務運営の財源に充てられずに残った運営費交付金債務の額等が国庫納付されずに法人内部に留保されている場合は、遅滞なく、保有する必要性等があるかなどについて検討を行い、不要財産であると認められたものについては国庫納付の手続を行う。

会計検査院としては、今後とも独立行政法人における運営費交付金の状況について引き続き注視していくこととする。

(注1)から(注5)までの該当法人

独立行政法人名	注1	注2	注3	注4	注5	独立行政法人名	注1	注2	注3	注4	注5	独立行政法人名	注1	注2	注3	注4	注5
国立公文書館			○	○		海洋研究開発機構	○	○				農業者年金基金		○		○	○
国民生活センター		○		○	○	国立高等専門学校機構	○					経済産業研究所	○				
北方領土問題対策協会		○		○	○	大学評価・学位授与機構	○		○		○	工業所有権情報・研修館					
沖縄科学技術研究基盤整備機構	○					国立大学財務・経営センター			○		○	産業技術総合研究所	○	○			
情報通信研究機構	○					日本原子力研究開発機構		○				製品評価技術基盤機構		○	○	○	○
統計センター						国立健康・栄養研究所	○		○	○		新エネルギー・産業技術総合開発機構	○	○			
平和祈念事業特別基金		○				労働安全衛生総合研究所	○		○	○	○	日本貿易振興機構					
国際協力機構	○					勤労者退職金共済機構					○	原子力安全基盤機構		○			
国際交流基金						高齢・障害者雇用支援機構				○		情報処理推進機構	○				
酒類総合研究所	○					福祉医療機構		○		○	○	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	○	○			
国立特別支援教育総合研究所	○		○	○	○	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園					○	中小企業基盤整備機構	○				
大学入試センター						労働政策研究・研修機構				○	○	土木研究所					
国立青少年教育振興機構	○	○				雇用・能力開発機構	○		○	○		建築研究所					
国立女性教育会館						労働者健康福祉機構	○		○			交通安全環境研究所		○			
国立科学博物館	○					国立病院機構	○					海上技術安全研究所	○				○
物質・材料研究機構	○	○				医薬品医療機器総合機構				○		港湾空港技術研究所	○			○	○
防災科学技術研究所						医薬基盤研究所	○				○	電子航法研究所	○			○	○
放射線医学総合研究所	○					農林水産消費安全技術センター				○	○	航海訓練所	○	○			
国立美術館	○					種苗管理センター				○	○	海技教育機構	○	○	○	○	○
国立文化財機構	○					家畜改良センター						航空大学校	○			○	○
教員研修センター	○					水産大学校	○		○	○	○	自動車検査				○	○
科学技術振興機構	○					農業・食品産業技術総合研究機構	○	○	○	○	○	鉄道建設・運輸施設整備支援機構		○			○
日本学術振興会	○					農業生物資源研究所	○			○	○	国際観光振興機構					○
理化学研究所	○	○				農業環境技術研究所	○			○	○	自動車事故対策機構	○			○	○
宇宙航空研究開発機構	○	○				国際農林水産業研究センター	○			○	○	国立環境研究所					
日本スポーツ振興センター		○		○	○	森林総合研究所	○			○	○	環境再生保全機構		○	○		○
日本芸術文化振興会				○	○	水産総合研究センター	○			○	○	駐留軍等労働者労務管理機構					
日本学生支援機構	○	○				農畜産業振興機構	○	○			○	計	47	25	27	36	32

別表1 法人別の運営費交付金の収益化基準の採用状況（平成18年度～21年度）

	法人名	収益化基準				
		種別	平成18年度	19年度	20年度	21年度
平成19年度～21年度の間に基準の変更があった法人（計9法人）	国立科学博物館【1法人】	業務達成			○	○
		期間進行			○	○
		費用進行	○	○	○	○
	日本学生支援機構【1法人】	業務達成				○
		期間進行	○	○	○	○
		費用進行				
	国立青少年教育振興機構【1法人】	業務達成		○	○	○
		期間進行		○	○	○
		費用進行	○			
	日本学術振興会【1法人】	業務達成		○	○	○
		期間進行				
		費用進行	○			
	労働者健康福祉機構【1法人】	業務達成				
		期間進行			○	○
		費用進行	○	○	○	○
高齢・障害者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、国立健康・栄養研究所【4法人】	業務達成					
	期間進行				○	
	費用進行	○	○	○	○	
平成19年度～21年度の間に基準の変更がない法人（計74法人）	平和祈念事業特別基金、酒類総合研究所、国立高等専門学校機構、航海訓練所【4法人】	業務達成	○		○	
		期間進行	○		○	
		費用進行	○		○	
	国立文化財機構【1法人】注(1)	業務達成			○	
		期間進行			○	
		費用進行			○	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構、国立女性教育会館、国立美術館、科学技術振興機構、経済産業研究所、駐留軍等労働者労務管理機構【6法人】	業務達成	○		○	
		期間進行	○		○	
		費用進行				
	国立病院機構【1法人】	業務達成	○		○	
		期間進行				
		費用進行				
	統計センター【1法人】	業務達成				
		期間進行	○		○	
		費用進行	○		○	
	国立公文書館等【61法人】注(2)	業務達成				
		期間進行				
		費用進行	○		○	

注(1) 平成19年度に国立博物館及び文化財研究所が統合して設立された。

注(2) 61法人 国立公文書館、国民生活センター、北方領土問題対策協会、情報通信研究機構、国際協力機構、国際交流基金、国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、教員研修センター、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、海洋研究開発機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、日本原子力研究開発機構、労働安全衛生総合研究所、勤労者退職金共済機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、医薬品医療機器総合機構、医薬基盤研究所、農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、水産大学校、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、農畜産業振興機構、農業者年金基金、工業所有権情報・研修館、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、原子力安全基盤機構、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構、土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、海技教育機構、航空大学校、自動車検査、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、自動車事故対策機構、国立環境研究所、環境再生保全機構

別表2 費用進行基準のみを採用している法人で効率化により生じた額（平成19年度～21年度）
（単位：円）

法人名	節減・節約等の効率化により生じた額として法人が回答した額		
	平成19年度	20年度	21年度
国立公文書館	259,601,121	244,133,306	
国民生活センター		53,109,136	205,424,631
北方領土問題対策協会		36,290,310	44,988,271
国立特別支援教育総合研究所	46,892,759	133,899,331	175,791,458
日本スポーツ振興センター		1,066,983,949	511,326,698
日本芸術文化振興会		86,652	1,740,985
大学評価・学位授与機構	147,713,496		184,993,472
国立大学財務・経営センター	32,051,761		79,717,438
国立健康・栄養研究所	39,468,763	12,126,622	—
労働安全衛生総合研究所	44,758,325	166,117,837	328,576,679
勤労者退職金共済機構		111,041,073	0
高齢・障害者雇用支援機構		1,418,597,885	—
福祉医療機構		67,733,946	69,998,293
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		273,343,765	253,840,025
労働政策研究・研修機構	297,760,089	331,662,798	—
雇用・能力開発機構	1,392,605,880	4,974,128,928	—
労働者健康福祉機構	305,421,055	—	—
医薬品医療機器総合機構	26,981,407		101,408,116
医薬基盤研究所	0	99,467,479	
農林水産消費安全技術センター	451,040,309	770,313,462	1,113,743,072
種苗管理センター	68,685,970	88,310,437	152,878,790
水産大学校	500,641	53,775,233	65,422,865
農業・食品産業技術総合研究機構	445,267,067	551,618,045	1,008,230,372
農業生物資源研究所	154,900,396	158,150,466	243,896,828
農業環境技術研究所	97,203,739	73,169,661	218,982,559
国際農林水産業研究センター	11,260,444	9,051,263	43,611,302
森林総合研究所	29,616,671	27,466,522	41,252,241
水産総合研究センター	604,003,828	404,761,172	495,002,989
農畜産業振興機構		470,824,739	446,350,296
農業者年金基金		58,192,803	94,249,750
製品評価技術基盤機構	121,937,178	600,801,926	595,819,363
海上技術安全研究所	0	27,175,467	0
港湾空港技術研究所	15,329,768	71,733,923	23,820,440
電子航法研究所	15,533	54,808	82,076
海技教育機構	154,859,538	276,228,943	409,258,841
航空大学校	10,500,732	54,344,481	83,675,366
自動車検査	172,819,022	403,588	3,170,351
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		16,775,787	1,280,232
国際観光振興機構		104,842,353	189,127,389
自動車事故対策機構	1,454,122,585	1,292,669,914	1,301,899,922
環境再生保全機構	544,797,172		502,693,987
計	6,930,115,249	14,099,388,010	8,992,255,097

注(1) 収益化基準の見直しを行い、費用進行基準以外の基準を採用した年度については、「—」としている。

注(2) 表中で塗りつぶされている箇所は、各法人における中期目標期間の最終年度であり、運営費交付金債務の全額が精算のために収益化されることから、金額を表示していない。

別表3 精算収益化額及び国庫納付の状況

(単位：円)

番号	法人名	番号	勘定名	中期目標 期間最終 年度	精算対象積立金		次期繰越積立金 (B)	国庫納付額 (C)=(A)-(B)
					(A)	うち精算収益化額		
1	国立公文書館	1	—	平成21	280,784,158	272,942,855	0	280,784,158
2	国民生活センター	2	—	19	437,136,204	452,074,513	0	437,136,204
3	北方領土問題対策協会	3	一般業務勘定	19	142,748,778	107,981,171	0	142,748,778
4	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4	—	20	348,171,660	12,535,366	0	348,171,660
5	統計センター	5	—	19	1,502,715,523	802,684,545	4,900,169	1,497,815,354
6	平和祈念事業特別基金	6	—	19	943,018,439	388,476,179	229,555,224	713,463,215
7	日本学術振興会	7	—	19	1,799,848,946	1,698,764,112	79,316,334	1,720,532,612
8	理化学研究所	8	—	19	3,905,682,810	1,022,359,257	2,277,826,719	1,627,856,091
9	宇宙航空研究開発機構	9	—	19	16,831,809,352	5,808,810,404	16,576,945,768	254,863,584
10	日本スポーツ振興センター	10	一般勘定	19	5,332,953,760	238,978,938	1,887,663,449	3,445,290,311
11	日本芸術文化振興会	11	—	19	1,691,950,426	143,006,669	1,012,918,218	679,032,208
12	日本学生支援機構	12	—	20	1,271,595,652	0	624,125,227	647,470,425
13	海洋研究開発機構	13	—	20	827,432,743	306,780,845	676,953,607	150,479,136
14	国立高等専門学校機構	14	—	20	1,208,425,659	818,902,830	383,368,892	825,056,767
15	大学評価・学位授与機構	15	—	20	463,248,552	463,218,628	0	463,248,552
16	国立大学財務・経営センター	16	一般勘定	20	262,880,643	152,744,820	67,120,783	195,759,860
17	日本原子力研究開発機構	17	一般勘定	21	2,277,827,437	1,591,012,638	2,039,015,042	238,812,395
		18	電源利用勘定	21	5,030,183,533	4,395,711,764	4,871,375,676	158,807,857
18	勤労者退職金共済機構	19	一般の中小企業退職金共済事業等勘定(うち業務経理)	19	656,332,325	176,159,131	480,639,681	175,692,644
		20	建設業退職金共済事業等勘定(うち業務経理)	19	370,984,190	35,645,607	335,338,583	35,645,607
		21	清酒製造業退職金共済事業等勘定(うち業務経理)	19	25,522,706	15,271,995	10,250,711	15,271,995
		22	林業退職金共済事業等勘定(うち業務経理)	19	24,231,450	21,911,169	2,320,281	21,911,169
19	高齢・障害者雇用支援機構	23	障害者職業能力開発勘定	19	115,173,687	160,062,168	0	115,173,687
		24	高齢・障害者雇用支援勘定	19	5,970,508,086	6,007,292,226	0	5,970,508,086
20	福祉医療機構	25	一般勘定	19	519,706,269	519,706,269	0	519,706,269
		26	共済勘定	19	3,430,834	3,430,834	0	3,430,834
		27	年金担保貸付勘定	19	1,520,242,342	155,052,572	139,814,677	1,380,427,665
		28	労災年金担保貸付勘定	19	48,556,047	37,270,319	2,413,300	46,142,747
		29	承継債権管理回収勘定	19	1,259,425,489	1,259,425,489	0	1,259,425,489
		30	承継教育資金貸付けあっせん勘定	19	60,532,775	60,532,775	0	60,532,775
21	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	31	—	19	7,441,380	127,847,266	0	7,441,380
22	国立病院機構	32	—	20	53,888,031,204	3,164,559,645	50,723,471,559	3,164,559,645
23	医薬基盤研究所	33	開発振興勘定	21	1,067,751,991	549,634,784	292,512,452	775,239,539
24	農畜産業振興機構	34	畜産勘定	19	4,437,305,151	293,495,442	869,987,387	3,567,317,764
		35	でん粉勘定	19	483,845,278	107,572,724	376,272,554	107,572,724
		36	肉用子牛勘定	19	20,448,768	20,448,768	0	20,448,768
25	農業者年金基金	37	特例付加年金勘定	19	186,935,953	184,029,407	105,071	186,830,882
		38	農業者老齢年金等勘定	19	204,068,646	200,541,458	237,568	203,831,078
		39	旧年金勘定	19	4,439,871,952	349,098,767	3,998,838,701	441,033,251
		40	農地売買貸借等勘定	19	468,985,584	127,581,456	296,963,223	172,022,361
26	産業技術総合研究所	41	—	21	18,741,903,061	1,512,225,891	16,771,590,417	1,970,312,644
27	新エネルギー・産業技術総合開発機構	42	一般勘定	19	1,488,851,265	171,278,283	39,174,705	1,449,676,560
		43	電源利用勘定	19	1,427,669,044	60,116,954	42,436,617	1,385,232,427
		44	エネルギー需給勘定	19	5,000,830,698	1,765,642,810	80,693,887	4,920,136,811
28	情報処理推進機構	45	一般勘定	19	457,805,248	0	28,982,534	428,822,714
29	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	46	石油天然ガス勘定	19	73,442,256,083	68,415,393,205	34,038,874,678	39,403,381,405
		47	金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定	19	280,299,850	1,128,831	36,348,700	243,951,150
		48	金属鉱業一般勘定	19	442,219,847	201,769,234	0	442,219,847
30	中小企業基盤整備機構	49	一般勘定	20	9,266,526,554	1,823,483,145	5,370,500,613	3,896,025,941
		50	中小企業倒産防止共済勘定	20	36,630,648	14,365,672	12,444,409	24,186,239
31	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	51	基礎的研究等勘定	19	34,516,044	23,476,678	0	34,516,044
		52	助成勘定	19	699,949,431,465	11,936,389	699,937,516,236	11,915,229
32	国際観光振興機構	53	一般勘定	19	172,779,570	95,193,708	28,745,557	144,034,013
33	環境再生保全機構	54	公害健康被害補償予防業務勘定	20	1,035,694,212	165,734,567	869,959,645	165,734,567
		55	基金勘定	20	674,754,288	674,754,288	0	674,754,288
		56	承継勘定	20	9,136,809,630	2,160,899,903	6,989,438,346	2,147,371,284
33法人56勘定				計	941,926,723,889	109,350,955,363	852,506,957,200	89,419,766,689